

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

一 バーゼル条約（以下「条約」という。）第十一条に規定する協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲から除くこと。
（第二条第一項第一号柱書関係）

二 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち条約附属書Ⅲに掲げる有害特性を有するものであつて、処分の目的及び輸出、輸入の別に応じて環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」に含めるものとし、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議するものとする。こと。（第二条第一項第一号イ及び同条第三項関係）

三 条約締約国において条約に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国に輸出されるものとして環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲に加えるものとし、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議するものとする。こと。（第二条第一項第一号ホ及び同条第三項関係）

第二 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化に係る措置

第四条第三項に規定する、輸出承認の際に行う環境大臣による環境汚染防止措置の確認について、その

確認する事項を環境省令で定めるものとする。

(第四条第三項関係)

第三 特定有害廃棄物等の輸入の際の輸入承認の免除に係る措置

一 輸入の承認免除

再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者が、再生利用等事業者の認定を受けた者が再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、輸入の承認を受ける義務を課せられないものとする。

(第八条第一項ただし書関係)

二 事業者の認定等

1 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、当該輸入の目的が再生利用等事業者の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十四条第一項関係)

2 特定有害廃棄物等の再生利用等を行うようとする者は、当該再生利用等を的確に行うことができる者であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十五条第一項関係)

3 再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者により輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類を携帯してしなければならないことその他の所要の規定を整備すること。

(第十六条関係)

第四 その他

再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者に係る報告徴収、立入検査、手数料その他の所要の規定の整備を行うこと。

(第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十条関係)

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 特定有害廃棄物等の輸出承認の申請に関する経過措置その他の所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の検討について必要な規定を設けること。

(附則第七条関係)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「該当するもの」の下に「（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）」を加え、同号イ中「であつて」を「のうち」に改め、「もの」の下に「であつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの」を加え、同号に次のように加える。

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

第二条第一項第二号中「条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）」を「条約以外の協定等」に改め、「（これに伴う保管を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第一項第一号ニ」を「第一項第一号イ、ニ及びホ」に改める。

第四条第三項中「について」の下に「環境省令で定める」を加える。

第六条第三項ただし書中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約附属書IV Bに掲げる処分作業（以下「再生利用等」という。）を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

第十条第三項第二号及び第十二条第二項中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条第四号中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「第十四条」を「第十七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条に次の五号を加える。

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

第十七条を第二十条とする。

第十六条第二項中「又は輸入された」を「、輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」を加え、同条を第十九条とする。

第十五条第二項中「又は輸入された」を「、輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四条第一

項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条第二項中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

二 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

- 二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
- 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法
- 3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 6 第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届

け出なければならぬ。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生利用等事業者の認定)

第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとし

て経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行うとする施設

三 再生利用等を行うとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項

の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入移動書類に関する規定の準用)

第十六条 前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合については、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第二項前段	
前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第一項の認定を受けた者
輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類

<p>第九條第三項</p>	<p>当該輸入移動書類</p> <p>輸入移動書類の交付を受けた者等</p> <p>輸入移動書類の交付を受けた者等</p> <p>前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、</p> <p>失った輸入移動書類</p> <p>当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく</p>	<p>とともに</p> <p>当該移動書類</p> <p>再生利用等目的輸入事業者等</p> <p>再生利用等目的輸入事業者等</p> <p>前項前段の場合において汚損し、若しくは失った移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき、又は</p> <p>失った移動書類</p> <p>遅滞なく</p>
<p>第十條第一項</p>	<p>前條第一項の規定により輸入移動書類が交付された</p> <p>当該輸入移動書類</p>	<p>第十四條第一項の認定を受けた者により輸入された</p> <p>当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動</p>

			第十条第二項及び第三項		第十条第四項		第十条第五項、第十条及び第十二条の見出し	第十二条第一項
			輸入移動書類		輸入移動書類の交付を受けた者等		輸入移動書類	輸入移動書類の交付を受けた者等
			移動書類		再生利用等目的輸入事業者等		移動書類	再生利用等目的輸入事業者等
			移動書類		再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類		移動書類	再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類
			書類		再生利用等目的輸入事業者等		移動書類	再生利用等目的輸入事業者等
			移動書類に係る		当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類		輸入移動書類に係る	当該輸入移動書類

第十二条第二項、第十三条、第二十五条 第三号及び第二十六条 条第一号	輸入移動書類	移動書類
--	--------	------

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（次条において「旧法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に輸入された旧法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という。）又はこの法律の施行前に旧法第八条第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という。）に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

第四条 新法第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであって、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

特定有害廃棄物等の国際的な取引等を巡る状況及び我が国の再生利用等に関する技術の向上等を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出入等に係る規制をその実態に即したものとするため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、再生利用等目的輸入事業者等の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入に係る手続の簡素化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）……………1

改 正 案	現 行
<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p> <p>一 条約附属書IVに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。）</p> <p>イ 条約附属書Iに掲げる物のうち、条約附属書IIIに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p> <p>一 条約附属書IVに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 条約附属書Iに掲げる物であつて、条約附属書IIIに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの</p>

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書VBに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

3 環境大臣は、第一項第一号イ、ニ及びホの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（基本的事項の公表）

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

（新設）

二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書VBに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

3 環境大臣は、第一項第一号ニの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（基本的事項の公表）

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等

(以下「条約等」という。)の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染(以下単に「環境汚染」という。)を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出

(以下「条約等」という。)の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染(以下単に「環境汚染」という。)を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出

について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後

について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後

段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約附属書IVBに掲げる処分作業(以下「再生利用等」という。)を行おうとする場合には、この限りでない。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容(同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したものと一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。))を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容(同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したものと一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。))を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定

有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）
第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って

有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）
第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従って

しななければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十七条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしななければならない。

（輸入移動書類に係る届出）

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は

しななければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしななければならない。

（輸入移動書類に係る届出）

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は

、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物（第十七条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

（通知）

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。

三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物（第十四条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

（通知）

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

(新設)

二 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

(新設)

三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

(新設)

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号及び代表者の氏名

(新設)

二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項

(新設)

三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法

(新設)

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする

(新設)

者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。

7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生利用等事業者の認定)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十五条 特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

二 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号及び代表者の氏名

二 再生利用等を行おうとする施設

三 再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入移動書類に関する規定の準用)

第十六条 前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等を使用する目的で、第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合には、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第二項前段	
前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第一項の認定を受けた者
輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類とともに

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九条第三項	<p>当該輸入移動書類 輸入移動書類の交付を受けた者等 輸入移動書類の交付を受けた者等</p>	<p>当該移動書類 再生利用等目的輸入事業者等 再生利用等目的輸入事業者等</p>
第十条第一項	<p>失った輸入移動書類 当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された 当該輸入移動書類</p>	<p>失った移動書類 遅滞なく 第十四条第一項の認定を受けた者により輸入された 当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類</p>
第十条第二項及び第三項	<p>輸入移動書類</p>	<p>移動書類</p>
第十条第四項	<p>輸入移動書類の交付を受けた者等 当該輸入移動書類</p>	<p>再生利用等目的輸入事業者等 当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類</p>
第十条第五項、第十一条及び第十二条の見出し	<p>輸入移動書類</p>	<p>移動書類</p>
第十二条第一項	<p>輸入移動書類の交付</p>	<p>再生利用等目的輸入</p>

第十二条第二項、第十三条、第二十五条第三号及び第二十六条第一号	輸入移動書類に係る	当該輸入移動書類	を受けた者等
	移動書類に係る	輸入事業者等が携帯する移動書類	事業者等

(措置命令)

第十七条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないう場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等（廃棄物に該

(措置命令)

第十四条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないう場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等（廃棄物に該

当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十九条第二項において同じ。）の輸入、運搬又は処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われないう場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

（報告徴収）

第十八条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十九条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事

当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十六条第二項において同じ。）の輸入、運搬又は処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われないう場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

（報告徴収）

第十五条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十六条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事

務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)
第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)
第十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

(新設)

七 第十四条第五項の認定を受けようとする者

(新設)

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

(新設)

九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者

(新設)

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

(新設)

(審査請求の手續における意見の聴取)

第二十一条 第十七条の規定による命令についての審査請求に対する

第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求に対する

裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後に行ななければならない。

裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後に行ななければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(経過措置)

(経過措置)

第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場

場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（罰則）

第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者

合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

（権限の委任）

第二十条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（罰則）

第二十一条 第十四条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者

三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）	1
○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）	8
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	11
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	11
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	12
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	12
○ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年条約第七号）	13

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

（目的）

第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するものの

イ 条約附属書Ⅰに掲げる物であつて、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの

ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの

二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書ⅤBに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

3 環境大臣は、第一項第一号ニの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（基本的事項の公表）

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等（以下「条約等」という。）の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴つて生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施

に関する基本的な事項

- 二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分等の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項
- 三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項
(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染（以下単に「環境汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境汚染を防止するため必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容（同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあつては、その条件を付したものと一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等

を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）

第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。
（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物

等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

(輸入移動書類に係る届出)

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。
- 二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。
- 三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物(第十四条第二項において単に「廃棄物」という。)に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

(通知)

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

- 一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方
- 二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(措置命令)

第十四条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等(当該特定有害廃棄物等を排出した者といい、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。)であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等（廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十六条第二項において同じ。）の輸入、運搬又は処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

（報告徴収）

第十五条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十六条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者

四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

(審査請求の手續における意見の聴取)

第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

(権限の委任)

第二十条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者

三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十

条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項、第十条第三項第一号、第十四条及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であつて、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であつて、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの

（条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物）

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決

定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分 of 適正な実施の確保に係る法律の規定)

第三条 法第十条第三項第一号の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

(特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める法律は、別表第二の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

(特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定)

第五条 法第十四条第二項の政令で定める法律は、別表第三の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

(手数料)

第六条 法第十七条の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。))による場合にあつては、同表の下欄に定める金額)とする。

別表第一 (第三条関係)

	法律	規定
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで
二	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二
三	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条

四	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	第十一条第二項（高圧ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高圧ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条
---	------------------------	--

別表第二（第四条関係）

一	法律	規定
二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで
三	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）
四	毒物及び劇物取締法	第十五条の三
五	高圧ガス保安法	第三十九条
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第三（第五条関係）

	法律	規定
一	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）
二	毒物及び劇物取締法	第十五条の三
三	高圧ガス保安法	第三十九条
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第四（第六条関係）

納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
--------------	----	-----------------

一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（輸出の許可等）

第四十八条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～6 （略）

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

（総代）

第十一条 （略）

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3～6 （略）

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

（口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限すること

ができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年条約第七号）

前文

この条約の締約国は、

有害廃棄物及び他の廃棄物並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害の危険性を認識し、
有害廃棄物及び他の廃棄物の発生、増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威の増大に留意し、

これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護する最も効果的な方法は、これらの廃棄物の発生を量及び有害性の面から最小限度とすることであることに留意し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の処理（国境を越える移動及び処分を含む。）を人の健康及び環境の保護に適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、発生者が有害廃棄物及び他の廃棄物の運搬及び処分に関する義務を環境の保護に適合する方法で履行することを確保すべきであることに留意し、

いずれの国も、自国の領域において外国の有害廃棄物及び他の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に関発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大していることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物は、環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべきであることを確信し、

これらの廃棄物の発生した国から他の国への国境を越える移動は、人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件の下で行われる場合に限り許可されるべきであることを認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、及びその国境を越える移動の量を削減するための誘因となることを考慮し、

諸国が有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適当な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信し、

種々の国際的及び地域的な協定が危険物の通過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱っていることに留意し、

国際連合人間環境会議の宣言（千九百七十二年ストックホルム）、国際連合環境計画（UNEP）管理理事会が千九百八十七年六月十七日の決定十四―三十により採択した有害廃棄物の環境上適正な処理のためのカイロ・ガイドライン及び原則、危険物の運搬に関する国際連合専門家委員会の勧告（千九百五十七年に作成され、その後二年ごとに修正されている。）、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、宣言、文書及び規則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活動及び研究を考慮し、

第三十七回国際連合総会（千九百八十二年）において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、並びに国際法に従って責任を負うことを確認し、この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処理の体制の開発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を厳重に規制することの必要性について国際的な関心が高まっていること並びに可能な限りそのような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理のため、カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の移転の促進に関するUNEP管理理事会の決定十四―十六の精神に従い、特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物が、関連する国際条約及び国際的な勧告に従って運搬されるべきであることを認め、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであることを確信し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を厳重な規制によって保護することを決意して、次のとおり協定した。

第一条 条約の適用範囲

- 1 この条約の適用上、次の廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。
 - (a) 附属書Iに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書IIIに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）

(b) (a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物

2 この条約の適用上、附属書IIに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。
3 放射能を有することにより、特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的な規制の制度の対象となる廃棄物は、この条約の適用範囲から除外する。

4 船舶の通常の運航から生ずる廃棄物であつてその排出について他の国際文書の適用があるものは、この条約の適用範囲から除外する。

第二条 定義

この条約の適用上、

1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。
2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。

3 「国境を越える移動」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物が、その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合において、一の国の管轄の下にある地域から、他の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の国の管轄の下にある地域を通過して、又はいずれの国の管轄の下にもない地域へ若しくはいずれの国の管轄の下にもない地域を通過して、移動することをいう。

4 「処分」とは、附属書IVに掲げる作業をいう。

5 「承認された場所又は施設」とは、場所又は施設が存在する国の関係当局により、有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための作業を行うことが認められ又は許可されている場所又は施設をいう。

6 「権限のある当局」とは、締約国が適当と認める地理的区域内において、第六条の規定に従つて有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに関係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指定されたものをいう。

7 「中央連絡先」とは、第十三条及び第十六条に規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国の機関をいう。

8 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

9 「一の国の管轄の下にある地域」とは、人の健康又は環境の保護に関し、国際法に従つて一の国が行政上及び規制上の責任を遂行する陸地、海域又は空間をいう。

10 「輸出国」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国からの国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

11 「輸入国」とは、自国における処分を目的として又はいずれの国の管轄の下にもない地域における処分に先立つ積込みを目的として、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国への国境を越える移動が計画され又は行われている締約国をいう。

12 「通過国」とは、輸出国又は輸入国以外の国であつて、自国を通過する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

13 「関係国」とは、締約国である輸出国又は輸入国及び締約国であるかないかを問わず通過国をいう。

14 「者」とは、自然人又は法人をいう。

15 「輸出者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を行う者であつて輸出国の管轄の下にあるものをいう。

16 「輸入者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸入を行う者であつて輸入国の管轄の下にあるものをいう。

17 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。

18 「発生者」とは、その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をいい、その者が不明であるときは、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を保有し又は支配している者をいう。

19 「処分者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物はその者に対し運搬される者であつて当該有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を行うものをいう。

20 「政治統合又は経済統合のための機関」とは、主権国家によつて構成される機関であつて、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

21 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義

1 締約国は、この条約の締約国となつた日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附属書 I 及び附属書 II に掲げる廃棄物以外に自国の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に関する要件を通報する。

2 締約国は、更に、1 の規定に従つて提供した情報に関する重要な変更を事務局に通報する。

3 事務局は、1 及び 2 の規定に従つて受領した情報を直ちにすべての締約国に通報する。

4 締約国は、3 の規定に従い事務局によつて送付された情報を自国の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。

第四条 一般的義務

1 (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、第十三条の規定に従つてその決定を他の締約国に通報

する。

(b) 締約国は、(a)の規定に従って通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

(c) 締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれらの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

2 締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。

(a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

(c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものと定めるために必要な措置をとることを確保する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

(e) 締約国特に関連途上国である国又は国家群（経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの）に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国の第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずる理由がある場合には、許可しない。

(f) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書VAに従って関係国に提供されることを義務付ける。

(g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

- 5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可しない。
- 6 締約国は、国境を越える移動の対象とならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における処分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しないことに合意する。
- 7 締約国は、更に、次のことを行う。
 - (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。
 - (b) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され及び運搬されること並びに国際的に認められている関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。
 - (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。
- 8 締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国の第一回会合において決定する。
- 9 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。
 - (a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合
 - (b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
 - (c) 当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従って行われる場合。ただし、当該基準がこの条約の目的に合致することを条件とする。
- 10 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。
- 11 この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しかつ国際法の諸規則に従う追加的な義務を課することを妨げるものではない。
- 12 この条約のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。

13 締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

第五条 権限のある当局及び中央連絡先の指定

締約国は、この条約の実施を円滑にするため、次のことを行う。

- 1 一又は二以上の権限のある当局及び一の中央連絡先を指定し又は設置すること。通過国において通告を受領するため、一の権限のある当局を指定すること。
- 2 自国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、中央連絡先及び権限のある当局としていずれの機関を指定したかを事務局に対し通報すること。
- 3 2の規定に従い行った指定に関する変更をその決定の日から一箇月以内に事務局に対し通報すること。

第六条 締約国間の国境を越える移動

1 輸出国は、書面により、その権限のある当局の経路を通じ、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動の計画を関係国の権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。その通告は、輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書V Aに掲げる申告及び情報を含む。各関係国に対し送付する通告は、一通のみで足りる。

2 輸入国は、通告をした者に対し、書面により、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を回答する。輸入国の最終的な回答の写しは、締約国である関係国の権限のある当局に送付する。

3 輸出国は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。

- (a) 通告をした者が輸入国の書面による同意を得ていること。
- (b) 通告をした者が、廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。

4 締約国である通過国は、通告をした者に対し通告の受領を速やかに確認する。当該通過国は、更に、通告をした者に対し、六十日以内に、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を書面により回答する。輸出国は、当該通過国の書面による同意を得るまでは、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる時点においても、締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物の通過のための国境を越える移動に関し、書面による事前の同意を一般的に若しくは特定の条件の下において義務付けないことを決定し、又は事前の同意に係る要件を変更する場合には、当該締約国は、第十三条の規定に従い他の締約国に直ちにその旨を通報する。事前の同意を義務付けない場合において通過国が通告を受領した日から六十日以内に輸出国が当該通過国の回答を受領しないときは、当

該輸出国は、当該通過国を通過して輸出を行うことを許可することができる。

5 特定の国によってのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、

(a) 輸出国によってのみ定義され又は認められているときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用する9の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。

(b) 輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、輸出者及び輸出国について適用する1、3、4及び6の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。

(c) 締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、4の規定を当該通過国について適用する。

6 輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国の同一の出国税関及び輸入国の同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国の同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国の書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

7 関係国は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報（正確な量、定期的に作成する一覧表等）が提供されることを条件として、6に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。

8 6及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。

9 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約国は、また、処分者が、輸出者及び輸出国の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。これらの通報が輸出国において受領されない場合には、輸出国の権限のある当局又は輸出者は、その旨を輸入国に通報する。

10 この条の規定により義務付けられる通告及び回答は、関係締約国の権限のある当局又は非締約国の適当と認める政府当局に送付する。

11 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかなる移動も、輸入国又は締約国である通過国が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によって担保する。

第七条 締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

前条1の規定は、必要な変更を加えて、締約国から非締約国を通過して行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

第八条 再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従って完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条 不法取引

- 1 この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。
 - (a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動
 - (b) 関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動
 - (c) 関係国の同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動
 - (d) 書類と重要な事項において不一致がある移動
 - (e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること（例えば、投棄すること。）となる移動
- 2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。
 - (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、
 - (b) この条約の規定に従って処分されること。
- 3 このため、関係締約国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。
- 4 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、当該不法取引を輸入国が知るに至った時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。このため、関係締約国は、必要に応じ、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することについて協力する。
- 5 不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、関係締約国又は適当なときは他の締約国は、協力して、輸出国若しくは輸入国又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。
- 5 締約国は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約国は、この条の目的を達成するため、協力する。

第十条 国際協力

- 1 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。
- 2 締約国は、この目的のため、次のことを行う。
 - (a) 要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理（有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のための技術上の基準及び実施方法の調整を含む。）を促進するため、情報を利用できるようにすること。
 - (b) 有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力すること。
 - (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率的な方法（新たな又は改善された技術の採用が経済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。）を確立するため、新たな環境上適正な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、自国の法令及び政策に従って協力すること。
 - (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に關係する技術及び処理方式の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力すること。また、締約国、特にこの分野において技術援助を必要とし及び要請する締約国の技術上の能力の開発について協力すること。
 - (e) 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。
- 3 締約国は、第四条2の(a)から(d)までの規定の実施について開発途上国を援助するため、適当な協力のための手段を用いる。
- 4 開発途上国の必要を考慮して、公衆の意識の向上、有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理の発展並びに新たな廃棄物低減技術の採用を特に促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力が奨励される。

第十一条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

- 1 第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に關する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。

- 2 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであつて、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従つて行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

第十二条 損害賠償責任に關する協議

締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適当な規則及び手続を定める議定書ができる限り速やかに採択するため、協力する。

第十三条 情報の送付

1 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、他の国の人の健康及び環境に危害を及ぼすおそれがある事故が発生した場合において、その事故を知るに至ったときはいつでも、当該他の国が速やかに通報を受けることを確保する。

2 締約国は、相互に、事務局を通じ、次の通報を行う。

- (a) 権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五条の規定による通報
- (b) 有害廃棄物の国内の定義の変更に關する第三条の規定による通報
また、できる限り速やかに、次の事項を通報する。

(c) 自国の管轄の下にある地域における有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を目的とする輸入につき全面的又は部分的に同意しない旨の決定

(d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を制限し又は禁止する旨の決定

(e) 4の規定に従って送付の義務を負うその他の情報

3 締約国は、自国の法令に従い、事務局を通じ、第十五条の規定により設置する締約国会議に対し、各暦年の終わりまでに、次の情報を含む前暦年に関する報告を送付する。

(a) 第五条の規定に従い締約国によって指定された権限のある当局及び中央連絡先

(b) 締約国が関係する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する次の事項を含む情報

(i) 輸出された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、目的地及び通過国並びに通告に対する回答に記載された処分の方法

(ii) 輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、発生地及び処分の方法

(iii) 予定されたとおりに行われなかった処分

(iv) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物の量の削減を達成するための努力

(c) この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情報

(d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の発生、運搬及び処分が人の健康及び環境に及ぼす影響について締約国が作成した提供可能かつ適切な統計に関する情報

(e) 第十一条の規定に従って締結した二国間の、多数国間の及び地域的な協定及び取決めに關する情報

(f) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた措置に

関する情報

- (g) 管轄の下にある地域において用いられた処分の方法に関する情報
- (h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報
- (i) 締約国会議が適当と認めるその他の事項

4 特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自国の環境が影響を受けるおそれがあると認めるいずれかの締約国が要請した場合には、締約国は、自国の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。

第十四条 財政的な側面

1 締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要に応じ、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることに關する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。締約国は、任意の性質を有する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。

2 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小のものにとどめるため、緊急事態における暫定的な援助を行うための回転基金の設立を検討する。

第十五条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、UNEP事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又ははいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手續規則並びに特にこの条約に基づく締約国の財政的な参加について定める財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4 締約国は、その第一回会合において、この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に関する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措置を検討する。

5 締約国会議は、この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、更に、次のことを行う。

- (a) 有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものとどめるための適当な政策、戦略及び措置の調整を促進すること。
- (b) 必要に応じ、利用可能な科学、技術、経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

と。

(c) この条約の実施並びに第十一条に規定する協定及び取決めの実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

(d) 必要に応じ、議定書を検討し及び採択すること。

(e) この条約の実施に必要なと認められる補助機関を設置すること。

6 国際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。有害廃棄物又は他の廃棄物に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいずれであるかを問わない。）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

7 締約国会議は、この条約の効力発生の三年後に及びその後は少なくとも六年ごとに、この条約の有効性について評価を行い、並びに必要と認める場合には、最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の完全な又は部分的な禁止措置の採用について検討を行う。

第十六条 事務局

1 事務局は、次の任務を遂行する。

- (a) 前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- (b) 第三条、第四条、第六条、第十一条及び第十三条の規定により受領した情報、前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報並びに適当な場合には関連する政府間機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。
- (c) この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
- (d) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
- (e) 第五条の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。
- (f) 国内の有害廃棄物及び他の廃棄物の処分のために利用可能な締約国の認められた場所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国に送付すること。
- (g) 要請に応じ、締約国を援助するため、次の情報を締約国から受領し、締約国に伝達すること。
技術援助及び訓練の提供元

利用可能な技術上及び科学上のノウハウ
助言及び専門的知識の提供元
資源の利用可能性

前記の援助は、次のような分野を対象とする。

この条約の通告制度の運用

有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上適正な技術（例えば、廃棄物低減技術及び廃棄物無発生化技術）

処分能力及び処分場所の評価

有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

緊急事態への対応

(h) 締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合において要請するときは、国境を越える移動に関する通告、当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物の運搬が通告に従っていること又は当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物のために予定されている処分施設が環境上適正であることを審査することにつき当該締約国を援助することができ、かつ、必要な技術能力を有するコンサルタント又はコンサルタント会社に関する情報を当該締約国に提供すること。このような審査の費用は、事務局が負担するものではない。

(i) 不法取引の事実を確認するため要請に応じ締約国を援助し及び不法取引に関して入手した情報を関係締約国に対し直ちに送付すること。

(j) 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

(k) 締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に関係する他の任務を遂行すること。

2 事務局の任務は、前条の規定に従って開催される締約国会議の第一回会合が終了するまでは、UNEPが暫定的に遂行する。

3 締約国会議は、第一回会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適当な政府間機関の中から事務局を指定する。締約国会議は、また、同会合において、暫定の事務局が課された任務、特に1に規定する任務の実施状況を評価し、及びこれらの任務に適した組織を決定する。

第十七条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができるものとし、また、議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認、正式確認又は受諾のために送付する。

4 3に定める手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5 改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書は、寄託者に寄託する。3又は4の規定に従って採択された改正は、改正を受け入れた締約国の少なくとも四分の三又は改正を受け入れた関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を受け入れた締約国の間で効力を生ずる。改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十八条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の追加附属書及び議定書の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、これらの附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) これらの附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関

連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附属書の作成及び改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十九条 検証

いずれの締約国も、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、その旨を事務局に通報することができるものとし、その通報を行うときは、同時かつ速やかに、直接又は事務局を通じ、申立ての対象となった当該他の締約国にその旨を通報する。すべての関連情報は、事務局が締約国に送付するものとする。

第二十条 紛争の解決

1 この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に関して締約国間で紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2 関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、紛争は、国際司法裁判所に付託し又は仲裁に関する附属書VIに規定する条件に従い仲裁に付する。もつとも、紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについて合意に達しなかった場合においても、当該締約国は、1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3 国及び政治統合又は経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認若しくは正式確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、同一の義務を受諾する締約国との関係において紛争の解決のための次のいずれかの手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。

(a) 国際司法裁判所への紛争の付託

(b) 附属書VIに規定する手続に従う仲裁

その宣言は、事務局に対し書面によって通告するものとし、事務局は、これを締約国に送付する。

第二十一条 署名

この条約は、千九百八十九年三月二十二日にバーゼルにおいて、千九百八十九年三月二十三日から同年六月三十日までベルンにあるスイス連邦外務省において、及び千九百八十九年七月一日から千九百九十年三月二十二日までニューヨークにある国際連合本部において、国、国際連

合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び政治統合又は経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、正式確認又は承認

1 この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は承認されなければならない。また、政治統合又は経済統合のための機関によって正式確認され又は承認されなければならない。批准書、受諾書、正式確認書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の正式確認書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 加入

1 この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア並びに政治統合又は経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約に加入する政治統合又は経済統合のための機関についても適用する。

第二十四条 投票権

1 2の規定の適用がある場合を除くほか、この条約の各締約国は、一の票を有する。

2 政治統合又は経済統合のための機関は、第二十二条3の規定及び前条2の規定により宣言されたその権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、正式確認書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、承認し若しくは正式確認し又はこれに加入する国及び政治統合又は経済統合のための機関については、当該国又は当該機関による批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は

加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 政治統合又は経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十六条 留保及び宣言

1 この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

2 1の規定は、この条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の際に、国及び政治統合又は経済統合のための機関が、特に当該国又は当該機関の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、宣言又は声明を行うことを排除しない。ただし、このような宣言又は声明は、当該国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除し又は変更することを意味しない。

第二十七条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者とする。

第二十九条 正文

この条約のアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の原本は、ひとしく正文とする。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十九年三月二十二日にバーゼルで作成した。

附属書 I 規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物

Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物

Y 3 廃医薬品

- Y 4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
- Y 10 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
- Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
- Y 12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 13 樹脂、ラテックス、可塑性剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y 15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y 16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y 18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓
- 次に掲げる成分を含有する廃棄物
- Y 19 金属カルボニル
- Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y 21 六価クロム化合物
- Y 22 銅化合物
- Y 23 亜鉛化合物
- Y 24 砒素、砒素化合物
- Y 25 セレン、セレン化合物
- Y 26 カドミウム、カドミウム化合物

- Y 27 アンチモン、アンチモン化合物
 - Y 28 テルル、テルル化合物
 - Y 29 水銀、水銀化合物
 - Y 30 タリウム、タリウム化合物
 - Y 31 鉛、鉛化合物
 - Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
 - Y 33 無機シアン化合物
 - Y 34 酸性溶液又は固体状の酸
 - Y 35 塩基性溶液又は固体状の塩基
 - Y 36 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
 - Y 37 有機りん化合物
 - Y 38 有機シアン化合物
 - Y 39 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
 - Y 40 エーテル
 - Y 41 ハロゲン化された有機溶剤
 - Y 42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
 - Y 43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
 - Y 44 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類
 - Y 45 この附属書（例えば、Y 39 及び Y 41 から Y 44 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
- (a) この条約の適用を容易にするため、並びに (b)、(c) 及び (d) の規定に従うことを条件として、附属書 VIII に掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書 IX に掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定に従い有害でないことを証明するために附属書 III を利用することを排除しない。
- (b) 附属書 VIII に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条 1 (a) の規定に従い有害でないことを証明するために附属書 III を利用することを排除しない。
- (c) 附属書 IX に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書 III の特性を示す程度に附属書 I の物を含むときは、この条約第一条 1 (a) の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。

(d) 附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。
 附属書Ⅱ 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

Y 46 家庭から収集される廃棄物

Y 47 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

附属書Ⅲ 有害な特性の表

国際連合分類区分(注)	分類記号	特性
1	H 1	<p>爆発性</p> <p>爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体の物質又は廃棄物（又はこれらの混合物）であって、化学反応によりそれ自身が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう。</p>
3	H 3	<p>引火性の液体</p> <p>引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であって、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう（開放容器試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。）。</p>
4・1	H 4・1	<p>可燃性の固体</p> <p>固体又は固体廃棄物（爆発性に分類されるものを除く。）であって、運搬中に起こることのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの</p>
4・2	H 4・2	<p>自然発火しやすい物質又は廃棄物</p> <p>運搬中における通常の条件の下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱することにより発火しやすい物質又は廃棄物</p>

9	9	9	8	6・2	6・1	5・2	5・1	4・3
H12	H11	H10	H8	H6・2	H6・1	H5・2	H5・1	H4・3
生態毒性	<p>響を及ぼすことのある物質又は廃棄物</p> <p>毒性（遅発性又は慢性）</p> <p>吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物</p>	<p>空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生</p> <p>空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物</p>	<p>腐食性</p> <p>化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じ又は漏出した場合に他の物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄物（これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も引き起こすことがある。）</p>	<p>はその毒素を含有する物質又は廃棄物</p> <p>動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若しくは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する物質又は廃棄物</p>	<p>病毒をうつしやすい物質</p> <p>えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質又は廃棄物</p>	<p>毒性（急性）</p> <p>二価の—O—O—構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不安定な物質である。</p> <p>有機過酸化物</p>	<p>酸化性</p> <p>それ自体には必ずしも可燃性はないが、一般的に酸素を発生することにより他の物を燃焼させ又は他の物の燃焼を助ける物質又は廃棄物</p>	<p>水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物</p> <p>水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物</p>

9	H 13	放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物 処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物
---	------	---

注 この分類区分は、危険物の運搬に関する国際連合勧告（千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書 ST/S G-AC-10-1 改定第五版）に規定する有害な特性の分類制度に対応するものである。

試験

ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書 I に掲げる物がこの附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の国が、これらの物について適用することのできる国内的な試験を開発してきた。

附属書 IV 処分作業

A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業

この A 表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。

- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てる（1）と。）
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの A 表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煨焼、中和、沈殿）

D 10 陸上における焼却

D 11 海洋における焼却

D 12 永久保管（例えば、容器に入れ鉢坑において保管すること。）

D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合

D 14 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包

D 15 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく作業

このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であつて、このB表に掲げる作業が行われなかつた場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用

R 2 溶剤の回収利用又は再生

R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用

R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用

R 6 酸又は塩基の再生

R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収

R 8 触媒からの成分の回収

R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理

R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残滓の利用

R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換

R 13 このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

附属書V A 通告の際に提供する情報

- 1 廃棄物の輸出の理由
 - 2 廃棄物の輸出者（注1）
 - 3 廃棄物の発生者及び発生の場所（注1）
 - 4 廃棄物の処分者及び実際の処分の場所（注1）
 - 5 判明している場合には、予定されている廃棄物の運搬者又はその委託を受けた者（注1）
 - 6 廃棄物の輸出国
 - 7 権限のある当局（注2）
 - 8 権限のある当局（注2）
 - 9 権限のある当局（注2）
 - 10 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別
 - 11 予定されている廃棄物の發送日及び輸出の期間並びに予定されている運搬経路（入国及び出国の地点を含む。）（注3）
 - 12 予定されている運搬手段（道路、鉄道、海路、空路及び内水航路）
 - 13 保険に関する情報（注4）
 - 14 廃棄物の名称及び性状（Y番号、国際連合番号及び組成（注5）を含む。）並びにその取扱いのための特別の要件（事故の場合の緊急の措置を含む。）に関する情報
 - 15 予定されているこん包の形態（例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー）
 - 16 重量及び体積の見積り（注6）
 - 17 廃棄物が発生した過程（注7）
 - 18 附属書Iに掲げる廃棄物については、附属書IIIによる分類（有害な特性、H番号及び国際連合分類区分）
 - 19 附属書IVに従った処分の方法
 - 20 情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告
- 20 廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報（施設に関する技術的な記述を含む。）であって、当該廃棄物が輸入国の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となったもの

21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報

注釈

注1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

注2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

注3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。

注4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報

注5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危険性の観点から最も有害な諸成分の性質及び濃度

注6 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合には、総量の見積り及び個別の運搬量の見積りの双方を明記することが必要となる。

注7 有害性を評価し及び予定されている処分作業の妥当性を判定するために必要な場合に限る。

附属書V B 移動書類に記載する情報

1 廃棄物の輸出者（注1）

2 廃棄物の発生者及び発生の場所（注1）

3 廃棄物の処分者及び実際の処分の場所（注1）

4 廃棄物の運搬者（注1）又はその委託を受けた者

5 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別

6 国境を越える移動の開始の日付並びに廃棄物に責任を有するそれぞれの者による受領の日付及び署名

7 運搬手段（道路、鉄道、内水航路、海路及び空路）並びに輸出国、通過国及び輸入国並びに指定されている場合には入国及び出国の地点

8 廃棄物の概要（性状、危険物の運搬に関する国際連合勧告に規定する正規の品名、国際連合分類区分及び国際連合番号並びに該当するY番号及びH番号）

9 事故の場合の緊急の措置を含む取扱いのための特別の要件に関する情報

10 こん包の形態及び数

11 重量及び体積

12 情報が正確である旨の発生者又は輸出者による申告

13 締約国であるいずれの関係国の権限のある当局からも異議がないことを示す発生者又は輸出者による申告

14 指定された処分施設において受領した旨の処分者による証明並びに処分の方法及び処分の予定日の指定

注釈

移動書類に必要な情報は、可能な場合には、運搬規則に基づく必要な情報とともに一の書類に統合する。これが可能でない場合には、移動書類に必要な情報は、運搬規則に基づく必要な情報と重複するよりはこれを補完するものとなるようにする。移動書類には、いずれの者が情報を提供し及び書式に記入するかについての指示を明記する。

注1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

附属書VI 仲裁

第一条

仲裁手続は、この条約第二十条に規定する合意に別段の定めがない限り、この附属書の次条から第十条までの規定に従って行われる。

第二条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第二十条の2又は3の規定に従って紛争を仲裁に付することに合意した旨を事務局に通告する。通告には、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。事務局は、受領した情報をこの条約のすべての締約国に対し送付する。

第三条

仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において議長となる。議長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

第四条

1 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の議長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、更に二箇月の期間内に議長を指名する。

2 いずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報

し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に仲裁裁判所の議長を指名する。指名の際に、仲裁裁判所の議長は、仲裁人を任命していない紛争当事国に対し、二箇月以内に仲裁人を任命するよう要請する。当該任命が行われることなく当該期間が経過した後は、議長は、その旨を同事務総長に通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に当該任命を行う。

第五条

- 1 仲裁裁判所は、国際法及びこの条約の規定に従い、その決定を行う。
- 2 この附属書の規定に基づき構成される仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

- 1 手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。
- 2 仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。

- 3 紛争当事国は、仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便益を提供する。

- 4 一の紛争当事国の欠席は、仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第八条

仲裁裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む。）は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第九条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき当該仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十条

- 1 仲裁裁判所は、設置の日より五箇月以内にその仲裁判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。
- 2 仲裁判断所の仲裁判断には、理由が付されなければならない。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事国を拘束する。
- 3 仲裁判断の解釈又は履行に関し紛争当事国間で生ずるいかなる紛争も、いずれかの紛争当事国が、当該仲裁判断を行った仲裁裁判所に付託す

ることができるとし、また、当該仲裁裁判所に付託することができない場合には、最初のものと同様の方法によりこのために構成する別の仲裁裁判所に付託することができる。

附属書VIII

A表

この附属書に掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有する。この附属書に掲げる廃棄物への指定は、当該廃棄物が有害でないことを証明するために附属書IIIを利用することを排除しない。

A1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

A一〇一〇 次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金属の合金から成る廃棄物（B表に特に掲げるものを除く。）

アンチモン

砒素

ベリリウム

カドミウム

鉛

水銀

セレン

テルル

タリウム

A一〇二〇 次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。）

アンチモン、アンチモン化合物

ベリリウム、ベリリウム化合物

カドミウム、カドミウム化合物

鉛、鉛化合物

セレン、セレン化合物

テルル、テルル化合物

A一〇三〇 次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物

砒素、砒素化合物

水銀、水銀化合物

タリウム、タリウム化合物

A一〇四〇 次のいずれかを成分として含む廃棄物

金属カルボニル

六価クロム化合物

A一〇五〇 めっき汚泥

A一〇六〇 金属の酸洗いから生ずる廃液

A一〇七〇 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓並びにジャロサイト、赤鉄鉱等の粉じん及び汚泥

A一〇八〇 B表に掲げられていない亜鉛の廃棄物の残滓で、附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で鉛及びカドミウムを含むもの

A一〇九〇 絶縁銅線の焼却から生ずる灰

A一一〇〇 銅精錬所のガス処理設備から生ずる粉じん及び残滓

A一一一〇 銅の電解精錬及び電解採取工程から生ずる使用済み電解液

A一二二〇 銅の電解精錬及び電解採取工程における電解液の浄化設備から生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）

A一二三〇 溶解した銅を含む使用済みエッチング溶液

A一二四〇 塩化第二銅及びシアン化銅触媒の廃棄物

A一二五〇 B表に掲げられていない印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（注1）

A一二六〇 鉛蓄電池の廃棄物（破碎されているかいないかを問わない。）

A一二七〇 分別されていない電池の廃棄物（B表に掲げる電池のみの混合物を除く。）及びB表に掲げられていない電池の廃棄物で、有害なものとしてされる程度に附属書Ⅰの成分を含むもの

A一二八〇 電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B一一一〇参照）（注3）

A一二九〇 附属書Ⅲの特性を示す程度に、コーラタール、PCB、鉛、カドミウムその他の有機ハロゲン化合物又は附属書Ⅰのその他の成分を含み又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物

注1 B表の対象項目（B一六〇）は、例外を明記していない。

注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。

注3 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

A2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

A二〇一〇 陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず

A二〇二〇 液状又は泥状の無機ふっ素化合物の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇三〇 触媒の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇四〇 化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む場合に限る。）（B表の関連項目B二〇八〇参照）

項目B二〇八〇参照）

A二〇五〇 石綿の廃棄物（粉じん及び繊維状のもの）

A二〇六〇 石炭火力発電所の飛灰で附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの（B表の関連項目B二〇五〇参照）

A3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

A三〇一〇 石油コークス及びビチューメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A三〇二〇 当初に意図した使用に適しない廃鋳油

A三〇三〇 鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A三〇四〇 熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇 樹脂、ラテックス、可塑性剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇二〇参照）

四〇二〇参照）

A三〇六〇 ニトロセルロースの廃棄物

A三〇七〇 液状又は泥状のフェノールの廃棄物又はフェノール化合物の廃棄物（クロロフェノールを含む。）

A三〇八〇 エーテルの廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三〇九〇 革の粉じん、灰、汚泥及び粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一〇〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

のに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一〇〇参照）

- A三二二〇 寸断から生ずる軽量片（けば）
 - A三二三〇 有機りん化合物の廃棄物
 - A三二四〇 ハロゲン化されていない有機溶剤の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
 - A三二五〇 ハロゲン化された有機溶剤の廃棄物
 - A三二六〇 有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性の蒸留残滓（ハロゲン化されているかいないかを問わない。）
 - A三二七〇 ハロゲン化された脂肪族の炭化水素の製造から生ずる廃棄物（例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル及びエピクロロヒドリン）
 - A三二八〇 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、ポリ塩化ナフタレン（PCN）又はポリ臭化ビフェニル（PB）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物物質及び廃棄物品で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの（注）
 - A三二九〇 有機物の精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。）
 - A三三〇〇 道路の建設及び維持から生ずるタールを含む瀝青物（アスファルト廃棄物）（B表の関連項目B二二三〇参照）
- 注 一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、すべての廃棄物に対し国際的に実地的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム）が設けられている。
- A 4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物
- A四〇一〇 医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）
 - A四〇二〇 医療及びその関連廃棄物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患者の検査若しくは治療又は研究事業の間に発生した廃棄物をいう。）
 - A四〇三〇 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（規格外の、使用期限を過ぎた（注1）又は当初に意図した使用に適しない駆除剤及び除草剤のものを含む。）
 - A四〇四〇 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（注2）
 - A四〇五〇 次のいずれかを含み、これらから成り又はこれに汚染されている廃棄物
 - 無機シアン化合物（貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。）
 - 有機シアン化合物
 - A四〇六〇 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物

A 四〇七〇 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の

関連項目 B 四〇一〇参照）

A 四〇八〇 爆発性の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A 四〇九〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物（B表の対応項目に掲げるものを除く。）（B表の関連項目 B 二二二〇参照）

A 四一〇〇 産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A 四一一〇 次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

ポリ塩化ジベンゾフラン類

ポリ塩化ジベンゾオキシン類

A 四一二〇 過酸化物を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A 四一三〇 包装材料又は容器の廃棄物で、附属書 III の有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書 I の物質を含むもの

A 四一四〇 附属書 I の分類に対応し及び附属書 III の有害な特性を示す化学物質で、規格外の又は使用期限を過ぎた（注 1）ものから成り又は

これを含む廃棄物

A 四一五〇 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質で、人の健康又は環境に及ぼす影響が未知のもの

A 四一六〇 B表に掲げられていない使用済みの活性炭（B表の関連項目 B 二〇六〇参照）

注 1 「使用期限を過ぎた」とは、製造業者が推奨する期間内に使用されなかったことをいう。

注 2 この項目は、木材保存用薬剤で処理された木材を含まない。

附属書 IX

B 表

この附属書に掲げる廃棄物は、附属書 III の特性を示す程度に附属書 I の物を含む場合を除くほか、この条約第一条 1 (a) に規定する廃棄物に該当しない。

B 1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

B 一〇一〇 金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び飛散性を有しない形状のもの

貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）

鉄鋼のくず

銅のくず

ニッケルのくず

アルミニウムのくず

亜鉛のくず

すずのくず

タングステンのくず

モリブデンのくず

タンタルのくず

マグネシウムのくず

コバルトのくず

ビスマスのくず

チタンのくず

ジルコニウムのくず

マンガンのくず

ゲルマニウムのくず

バナジウムのくず

ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず

トリウムのくず

希土類金属のくず

クロムのくず

B一〇二〇

次の清浄な及び汚染されていない金属（合金を含む。）のくずで、最終形状が塊状のもの（薄板、板、梁材、棒等）

アンチモンのくず

ベリリウムのくず

カドミウムのくず

鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）

セレンのくず

テルルのくず

- B一〇三〇 残滓を含む耐火性の金属
- B一〇三一 モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ及びレニウムの金属及び合金の廃棄物で、金属飛散性を有する形状のもの（金属の粉末）。（A表項目A一〇五〇めつき汚泥に該当する廃棄物を除く。）
- B一〇四〇 発電用の部品のくずで、有害なものとはされる程度に潤滑油、PCB又はPCITで汚染されていないもの
- B一〇五〇 非鉄金属混合物の重量片のくず（附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物を含むものを除く。）（注1）
- B一〇六〇 金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物（粉末を含む。）
- B一〇七〇 飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含むものを除く。）
- B一〇八〇 亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書Ⅲの特性を示す濃度で附属書Ⅰの成分を含むもの又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。）（注2）
- B一〇九〇 規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物
- B一一〇〇 金属の溶解、精錬及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物

ハードジンクスペルター

亜鉛を含むドロス

厚板の亜鉛めつきに伴い上部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十パーセントを超えるもの）

厚板の亜鉛めつきに伴い下部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

亜鉛のダイカストドロス（亜鉛の含有率が八十五パーセントを超えるもの）

厚板の溶融亜鉛めつき（連続工程でないもの）に伴い生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

亜鉛のスキミング

アルミニウムのスキミング（又はスキム）（ソルトスラグを除く。）

銅の処理又は精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ（附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に砒素、鉛又はカドミウムを含むものを除く。）

銅の精錬に用いる耐火性の内張り（るつぼを含む。）の廃棄物

貴金属の精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ

タンタルを含有するスラグで、すずの含有率が〇・五パーセント未満のもの

B 一一一〇 電気部品及び電子部品

金属又は合金のみから成る電子部品

電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A一一八〇参照）

直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）

B 一一一五 プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物（A表A一一九〇に含まれるもの、附属書IV Aの作業が予定されているもの及びいずれかの段階において野焼き等規制されていない熱処理を伴う処分作業を除く。）

B 一一二〇 次のいずれかを含む使用済み触媒（触媒として利用される液体を除く。）

A表に掲げる触媒（使用済み触媒、液体の使用済み触媒その他の触媒）の廃棄物を除く遷移金属

スカンジウム

チタン

バナジウム

クロム

マンガン

鉄

コバルト

ニッケル

銅

亜鉛

イットリウム

ジルコニウム

ニオブ

モリブデン

ハフニウム

タンタル

タングステン

レニウム

ランタノイド（希土類金属）

ランタン

セリウム

プラセオジム

ネオジム

サマリウム

ユーロピウム

ガドリニウム

テルビウム

ジスプロシウム

ホルミウム

エルビウム

ツリウム

イッテルビウム

ルテチウム

B 一三〇 貴金属を含有する浄化された使用済み触媒

B 一四〇 貴金属を含有する固形状の残滓で、無機シアン化合物を微量に含むもの

B 一五〇 飛散性を有する非液状の貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）及び当該貴金属の合金の廃棄物で、適切に梱包され及び表示されたもの

B 一六〇 印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（A表の関連項目A 一五〇参照）

B 一七〇 写真用フィルムの焼却から生ずる貴金属の灰

B 一八〇 ハロゲン化銀及び銀を含む写真用フィルムの廃棄物

B 一九〇 ハロゲン化銀及び銀を含む写真用の紙の廃棄物

B 二〇〇 鉄鋼の製造から生ずる粒状スラグ

B 二一〇 鉄鋼の製造から生ずるスラグ（二酸化チタン及びバナジウムの原料となるスラグを含む。）

B 二二〇 亜鉛の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設に関する工業規格（例えば、D I N 四三〇一）に従って処理されたもの

B 二三〇 鉄鋼の製造から生ずるミルスケール

B 二四〇 酸化銅のミルスケール

B 二五〇 液状物又は他の有害な諸成分を含まない廃自動車

注 1 当初附属書 I の物による汚染の程度が低い場合であっても、再生工程を含むその後の工程により断片における当該附属書 I の物の濃度を著しく高めることがある。

注 2 亜鉛の灰の位置付けは、現在検討されており、亜鉛の灰は危険な物品ではないという国際連合貿易開発会議（U N C T A D）の勧告がある。

注 3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注 4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。

注 5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

B 2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

B 二〇一〇 採掘作業から生ずる廃棄物で、飛散性を有しない形状のもの

天然黒鉛の廃棄物

スレートの廃棄物（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により単に切つてあるかないかを問わない。）

雲母の廃棄物

白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアタイトの廃棄物

長石の廃棄物

ほたる石の廃棄物

固形状のけい素の廃棄物（鑄造作業で使用されるものを除く。）

B二〇二〇 飛散性を有しない形状のガラスの廃棄物

ガラスくずその他のガラスの廃棄物（陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるものを除く。）

B二〇三〇 飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物

サーメット（金属とセラミックスの複合材）の廃棄物及びくず

セラミックスファイバー（他に該当するものを除く。）

B二〇四〇 無機物を主成分とする他の廃棄物

排煙脱硫（FGD）により生産される部分的に精製された硫酸カルシウム

建物の取り壊しから生ずる石膏板の廃棄物又はプラスチック板の廃棄物

銅の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設又は研

磨に関する工業規格（例えばDIN四三〇一及びDIN八二〇一）に従って処理されたもの

固形状の硫黄

カルシウムシアナミドの製造から生ずる石灰石（水素イオン濃度指数が九未満のもの）

塩化ナトリウム、塩化カリウム及び塩化カルシウム

カーボランダム（炭化けい素）

壊れたコンクリート

リチウム―タンタル及びリチウム―ニオブを含むガラスのくず

B二〇五〇 石炭火力発電所の飛灰（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A二〇六〇参照）

B二〇六〇 使用済みの活性炭（飲料水の処理、食品工業の加工及びビタミンの製造から生ずる炭であって附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書

Iのいずれの成分も含まないもの）（A表の関連項目A四一六〇参照）

B二〇七〇 ふっ化カルシウムの汚泥

B二〇八〇 化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A二〇四〇参照）

B二〇九〇 石油コークス又はピッチューメンから成る陽極端で、鉄鋼又はアルミニウムの製造に伴って使用され及び通常の工業規格に従って浄化されたもの（塩化アルカリ電解及び冶金産業から生ずる陽極端を除く。）の廃棄物

B二一〇〇 アルミニウムの水和物の廃棄物、酸化アルミニウムの廃棄物又は酸化アルミニウムの生産から生ずる残滓（ガスの浄化、沈殿又は濾過工程に使用された物を除く。）

B二一一〇 ボーキサイトの残滓（「赤泥」）（水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたもの）

B二一二〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、水素イオン濃度指数が二を超え十一・五未満のもののうち腐食性その他の有害性を有しないもの（A表の関連項目A四〇九〇参照）

B二一三〇 道路の建設及び維持から生ずるタールを含まない瀝青物（アスファルト廃棄物）（A表の関連項目A三二〇〇参照）

B 3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

B三〇一〇 固形状のプラスチックの廃棄物

次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの
ハロゲン化されていない重合体及び共重合体のくずで、次のものを含むがこれらに限定されない。（注1）

エチレン

スチレン

ポリプロピレン

ポリエチレンテレフタレート

アクリロニトリル

ブタジエン

ポリアセタール

ポリアミド

ポリブチレンテレフタレート

ポリカーボネート

ポリエーテル

ポリフェニレン硫化物

アクリル重合体

アルカンC10―C13（可塑剤）

ポリウレタン（CFCsを含むものを除く。）

ポリシロキサン

ポリメタクリル酸メチル

ポリビニルアルコール

ポリビニルブチラール

ポリビニルアセテート

次のいずれかを含む硬化した樹脂又は縮合物の廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

ポリアミド

次のいずれかのふっ化重合体の廃棄物（注2）

パーフルオロエチレンープロピレン（FEP）

パーフルオロアルコキシルアルカン

テトラフルオロエチレンーパーフルオロビニルエーテル（PFA）

テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル（MFA）

ふっ化ポリビニル（PVF）

ふっ化ポリビニリデン（PVDF）

B三〇二〇 紙、板紙及び紙製品の廃棄物

次の物で、有害廃棄物と混合されていないもの

紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のもの

さらしてない紙又は板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの

その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）のもの

主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）のもの
その他のもの（1）積層した板紙（2）分別されていないくずを含むが、これらに限定されない。）

B三〇二六 液体のための混合包装の前処理から生ずる次の廃棄物であつて、附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物を含有しないもの

分離することができない若干量のプラスチック

分離することができない若干量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物

B三〇二七 ラミネート加工された接着性ラベルの廃棄物であつて、ラベルの生産に使用される原材料を含有するもの

B三〇三〇 繊維の廃棄物

次の物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従つて調整されたもの

絹の廃棄物（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）

カード及びコームのいずれもしてないもの

その他のもの

羊毛、織獣毛又は粗獣毛の廃棄物（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）

羊毛又は織獣毛のノイル

羊毛又は織獣毛のその他のもの

粗獣毛のもの

綿の廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

糸くず

反毛した繊維

その他のもの

亜麻のトウ及び廃棄物

大麻（カナビス・サテイヴァ）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

ジュートその他の紡織用靱皮繊維（亜麻、大麻及びラミーを除く。）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

ココヤしのトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）

ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含むものとし、他に該当するものを除く。）

人造繊維の廃棄物（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）で、次のもの

合成繊維のもの

人造繊維のもの

中古の衣類その他の繊維製品

使用されたぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）

分別したもの

その他のもの

B三〇三五 床を覆う繊維の廃棄物、カーペット

B三〇四〇 ゴムの廃棄物

他の廃棄物と混合されていないもので、次の物

硬質ゴム（例えば、エポナイト）の廃棄物又はくず

その他のゴムの廃棄物（他に該当するものを除く。）

B三〇五〇 処理されていないコルク又は木材の廃棄物

木くず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）

コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク

B三〇六〇 農業食品産業から生ずる廃棄物で、病毒をうつしやすすいものでないもの

ぶどう酒かす

飼料用に供する種類の乾燥し又は殺菌した植物の廃棄物、残滓及び副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他に該当するものを除く。）

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓

骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）のもの

魚のもの

カカオ豆の殻、皮その他のもの

農業食品工業から生ずるその他のもの（人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。）

B三〇六五 動物性又は植物性の食用油脂及び油の廃棄物（揚げ油等）で、附属書Ⅲの特性を示さないもの

B三〇七〇 次の廃棄物

人髪のもの

わらのもの

動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生ずる不活性化した菌類の菌糸体

B三〇八〇 ゴムの切りくず及び廃棄物

B三〇九〇 革製品の製造に適しない革又はコンポジションレザーの切りくずその他の廃棄物（六価クロム化合物又は駆除剤を含むもの及び汚泥を除く。）（A表の関連項目A三二〇〇参照）

B三二〇〇 革の粉じん、灰、汚泥又は粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものを除く。）（A表の関連項目A三〇九〇参照）

B三二一〇 獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病気をうつししやすい物質を含むものを除く。）（A表の関連項目A三二一〇参照）

B三二二〇 食品着色料から成る廃棄物

B三二三〇 過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エーテルの廃棄物

B三二四〇 空気タイヤの廃棄物（附属書ⅣAの作業が予定されるものを除く。）

注1 このようなくずは、完全に重合化されていると理解される。

注2 消費者によって捨てられた廃棄物は、この項目から除く。

廃棄物は、混合してはならない。

野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。

B4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

B四〇一〇 主として水をもととする塗料、ラテックスの塗料、インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物（有害なものとされる程度に有機溶剤、重金属又は駆除剤を含むものを除く。）（A表の関連項目A四〇七〇参照）

B四〇二〇 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物で、A表に掲げられていないもの又は附属書Ⅲの特

性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの（例えば、水をもととするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロースエーテル若しくはポリビニルアルコールをもととする膠着剤（A表の関連項目A三〇五〇参照））

B四〇三〇 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの